教職教育センター紀要投稿細則

（目的）

第１条　この細則は、教職教育センター規程第４条に基づき、紀要への投稿に関する必要事項を定めることを目的とする。

（投稿資格）

第２条　本誌への投稿資格は、本学教員、本学卒業生、教育関係者、学外研究者とする。ただし、編集委員会が必要と認めた場合には、上記以外にも投稿を認めることができる。

（原稿の採否）

第３条　原稿の採否は、編集委員会の審査（論文は、編集委員会の依頼する査読者による査読を経るものとする）により決定し、筆頭著者に通知する。なお、審査結果に応じて原稿の書き直しを求める場合がある。

（原稿の種類）

第４条　原稿の種類は、教育実践研究、教育学に関する論文とする（いずれも未発表のものに限る）。

（用紙ならびに原稿規定）

第５条　投稿原稿について、次のとおり定める。

（１）用紙は、Ａ４サイズとする。

（２）様式は、字数 45 字（英文の場合は 90 字）×48 行（余白は上下左右 25㎜）とする。

（３）原稿は、横書きを原則とするが、教科目及び研究専門分野の特性により縦書きも可とする。縦書きとする場合はＡ４サイズで横向きとする。

（４）執筆枚数は、Ａ４サイズで 10 枚以内とするが、別途指示をする。

（５）和文原稿には、英文のタイトルと研究者名を付記する。英文原稿には、和文のタイトルと研究者名を付記する。

（６）和文論文を投稿する場合、200 語以内の英文抄録とキーワードを英文にて５つ以内で付ける。それ以外の和文原稿には、キーワードのみ和文にて５つ以内で付ける。英文原稿には、200 語以内の和文抄録とキーワードを英文にて５つ以内で付ける。

（７）原稿の提出方法は、別途指示をする。

（執筆規定）

第６条　原稿の執筆について、次のとおり定める。

（１）表紙：原稿の表紙には表題、執筆者名、所属を記入する。

（２）書体、数字、単位：書体は MS 明朝、横書き、新仮名づかいとする。数字はアラビア数字とし、単位は（例）㎜, ㎝, ㎞, mL, L, sec, ℃等、国際標準単位（SI 単位）に準拠する。

（３）図表：原則として図表は、文中に挿入する。ただし、文中への挿入が不可能な場合には、挿入箇所を原稿右側欄外に朱書きして指定する。

（４）注・文献：注・文献は、通し番号をつけて本文の最後に付す。文献は次の形式で明示する。

①雑誌：著者名（西暦発行年）：表題,雑誌名,巻（号）,頁-頁.

（例）1)聖徳花子（1999）：学習の自立をめざす自主学習教材開発への試みⅠ, 読書科学, 43（1）, 234-241.

2)Shotoku.T.,Takakuwa,H.,and Hashima,H..(2001)：Training for Practical Teaching Skills and Qualities. The Annals of Gifu Shotoku Gakuen University, 41(3),234-246.

②著者：著者名（西暦発行年）：論題,「書名」（編著者名）,発行所,発行地,頁-頁.

（例）1)岐阜太郎（1997）:「○○科教育の将来」, 羽島出版, 岐阜, 55-68.

2)柳津高子（2000）:○○教育の歴史,「○○○の研究」（山田次郎編）, 高桑出版, 岐阜, 123-135.

③訳本：著者名（西暦発行年）：書名（訳者名）, 発行所, 発行地, 頁-頁.

（例）Napoleon.Y.（2001）:「児童の○○教育研究」（聖徳太郎訳）, 日本文化科学者, 東京, 11-46.

（校正）

第７条　校正は、原則として初稿に限り執筆者が行う。再校以降の校正は編集委員会で行う。なお、校正は、誤植の訂正にとどめ追加変更は認めない。

（別刷）

第８条　原則として別刷は、印刷、配布しない。別刷が必要な場合には、実費を投稿者が負担し、印刷するものとする。

（締め切り・刊行）

第９条　原稿の締め切りは、論文の場合は９月末日、それ以外の原稿は 10 月 15 日（休日の場合は翌日）とする。紀要の刊行は、２月 28 日とする。

（個人情報の取り扱い）

第 10 条　投稿にあたっては、個人情報の保護に十分配慮すること。

（デジタル保存）

第 11 条　掲載論文をデジタル化し、保存する。

（掲載論文のネットワーク上での公開）

第 12 条　掲載論文については、ネットワーク上で公開するものとする。

（著作権）

第 13 条　掲載論文の著作権は、著者が所有するものとする。

２　原稿内容についての第一義的な責任と権利は、著者に帰属する。

３　著者が自身の論文を引用する場合は、引用論文及び初筆論文として典拠情報を明示しなければならない。

４　電子化公開など二次的使用に関する権利は、本学が著者から移譲されたものとする。

５　投稿に際して、電子化公開など二次的使用に関する権利が本学に帰属することを、投稿者及び共著者全員が同意しているものとみなす。投稿者は、共著者全員にこの点に関する承諾を得たうえで投稿するものとする。

（その他）

第 14 条　その他紀要の投稿・編集・出版に関する必要な事項は、教職教育センター教職教育研究部会の紀要編集委員会で定める。

附　　則

１．この細則は、教職教育センター運営委員会の決議により改廃することができる。

２．この細則は、令和　５年　４月　１日より施行する。

３．この細則の施行日をもって、教育実践科学センター紀要投稿細則（平成 13 年 10 月 3 日施行）は廃止する。

４．この細則は、令和　８年　４月　１日より施行する。